

## 豊橋市に『暴風警報』『暴風雪警報』『特別警報』等発令時の児童の登下校について

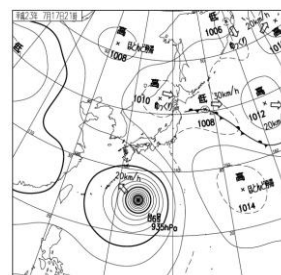
### 1 豊橋市に『暴風警報』『暴風雪警報』発令の場合

- (1) 午前6時30分までに解除されたときは、授業を行います。(平常授業)
- (2) 午前9時までに解除されたときは、午前11時より授業を開始します。

(例) 6時30分に解除されたとき・・・平常通りの授業

7時45分に       "       ・・・11時から授業

9時00分に       "       ・・・11時から授業



- (3) 午前9時を過ぎても解除されないときは、当日授業を行いません。(午前9時01分は、休校)

※ 天気がよくなって晴天になっても『暴風警報』『暴風雪警報』発令中の場合、暴風のため物が飛んできてけがをする場合も考えられます。警報発令中は、上記の(1)~(3)のようにお願いします。

### 2 豊橋市に『大雨警報』『洪水警報』『大雪警報』発令の場合

- (1) 原則として、平常通り授業を行います。
- (2) 児童の安全な登校に支障をきたす状況の場合は、『警報』や『注意報』が出ていなくても保護者の判断により登校を一時見合わせることができます。

#### 【具体的状況】

- ・落雷の危険性がある       ・豪雨       ・道路の冠水       ・河川の氾濫
- ・大雪       ・家屋の倒壊       ・大規模な停電により信号機が機能していない 等

※その場合は、通学班の班長を通じて、学校へ電話連絡をお願いします。

※メール配信により、学校から登校の見合わせを依頼する場合があります。

### 3 登校後に、『暴風警報』『暴風雪警報』『大雨警報』『洪水警報』『大雪警報』発令の場合

- (1) 豊橋市に『暴風警報』『暴風雪警報』発令の場合は、発令時の気象状況等により判断し、安全を確認したうえで速やかに下校させます。
- (2) 豊橋市に『大雨警報』『洪水警報』『大雪警報』発令の場合は、諸状況等を判断し、必要と認めた場合は下校させます。

※決められた通学路を集団下校しますが、状況によっては通学団担当教師の引率により、通学路以外の道路を通って下校することがあります。

※戸外の通行等が危険な場合は、危険がなくなるまで校内の安全な場所で過ごします。

※必要に応じて一斉メールを配信し、各家庭に連絡します。

※『注意報』の場合は、平常どおり授業を行います。



#### 4 豊橋市に『特別警報』発令の場合

##### (1) 登校前に「特別警報」が発令された場合

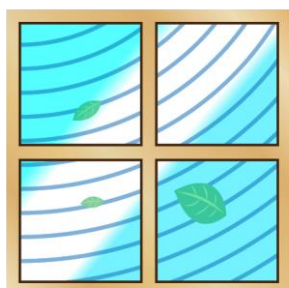
- ア 警報が発令されているときは、登校しない。(自宅待機)
- イ 解除後もメール配信や電話連絡などで指示があるまで自宅待機する。

##### (2) 登校後に「特別警報」が発令された場合

- ア 授業や学校行事を直ちに中止し、学校内の安全な場所に待機する。
- イ 待機後、保護者引き取りがよいと判断された場合
  - ・メール配信等で保護者に連絡
  - ・保護者が学校に到着しだい、名簿確認して保護者に引き渡す
- ウ 解除後に、授業開始するか中止するかの判断は校長が行う

##### 授業中止の場合

- ・状況に応じて保護者引き取り下校または通学団下校を行う
- ・いずれの方法で下校するか保護者へメール配信（電話連絡）を行う（教頭）
- ・通学団下校の方法は暴風（雪）警報の場合に準ずる



## 『東海地震注意情報』『東海地震予知情報（警戒宣言）』発表後の児童の登下校について

### 1 児童の登校前に、『注意情報』『予知情報』が発表されている場合

- 在宅時に『注意情報』が発表されたときは、『注意情報』が解除されるまでの間、休校とします。

### 2 児童の在校中に、『注意情報』『予知情報』が発表された場合

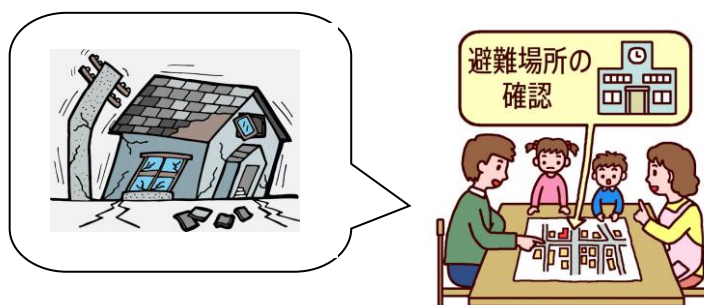
- 『注意情報』が発表されたときは、授業や部活動等をただちに中止し、次の方法で速やかに下校させます。
  - ・ 保護者または保護者に代わる人の引き取りがあった児童は、名簿で確認のうえ引き渡します。
  - ・ 保護者の引き取りがない児童は、学校内で保護し、緊急連絡を使って速やかに引き取っていただくように連絡します。

### 3 児童の登下校中に、『注意情報』『予知情報』が発表された場合

- 児童が登下校中、注意情報が発表され、何らかの方法（警報・サイレン・広報車等）で知ったときは、次のようにします。
  - ・ 登校中：原則として登校させ、在校中の避難行動をとらせます。
  - ・ 下校中：原則として下校させ、家族とともに行動してください。

※『注意情報』『予知情報』が解除されるまで休校とします。

※解除された場合は、『暴風警報』の解除と同様の対応をします。



★ 学校でも指導の徹底を図りますが、ご家庭でも緊急時にどうするかなど話題にしていただきたいと思います。（避難場所・緊急連絡先・注意情報発表による児童の引き取り人等）

★ 八町小学校 TEL 52-1184